

——よりよい環境を未来につなぐために——

令和4年7月

土壌汚染対策のしおり

土壌汚染対策法
金沢市環境保全条例

金 沢 市

1. 法及び条例の目的

土壌汚染対策法は、土壌の特定有害物質による汚染の状況の把握に関する措置及びその汚染による人の健康に係る被害の防止に関する措置などの土壌汚染対策の実施を図ることにより、国民の健康を保護することを目的としています。

金沢市環境保全条例は、法による土壌汚染対策を補完するとともに、土壌汚染の未然防止を図ることを目的としています。

2. 主な用語の説明

(1) 特定有害物質：揮発性有機化合物や重金属、農薬等次の26物質を指します。

分類	特定有害物質の種類	指定基準		汚染の除去等の措置方法の選択基準 第2溶出量基準 (mg/L)	地下水基準 (mg/L)
		土壌溶出量基準 (mg/L)	土壌含有量基準 (mg/kg)		
第1種特定有害物質 (揮発性有機化合物)	クロロエチレン	0.002 以下	—	0.02 以下	0.002 以下
	四塩化炭素	0.002 以下	—	0.02 以下	0.002 以下
	1,2-ジクロロエタン	0.004 以下	—	0.04 以下	0.004 以下
	1,1-ジクロロエチレン	0.1 以下	—	1 以下	0.1 以下
	1,2-ジクロロエチレン	0.04 以下	—	0.4 以下	0.04 以下
	1,3-ジクロロプロペン	0.002 以下	—	0.02 以下	0.002 以下
	ジクロロメタン	0.02 以下	—	0.2 以下	0.02 以下
	テトラクロロエチレン	0.01 以下	—	0.1 以下	0.01 以下
	1,1,1-トリクロロエタン	1 以下	—	3 以下	1 以下
	1,1,2-トリクロロエタン	0.006 以下	—	0.06 以下	0.006 以下
	トリクロロエチレン	0.01 以下	—	0.1 以下	0.01 以下
	ベンゼン	0.01 以下	—	0.1 以下	0.01 以下
第2種特定有害物質 (重金属類)	カドミウム及びその化合物	0.003 以下	45 以下	0.09 以下	0.003 以下
	六価クロム化合物	0.05 以下	250 以下	1.5 以下	0.05 以下
	シアン化合物	検出されないこと	50 以下 (遊離イオンとして)	1 以下	検出されないこと
	水銀及びその化合物 うちアルキル水銀	0.0005 以下 検出されないこと	15 以下	0.005 以下 検出されないこと	0.0005 以下 検出されないこと
	セレン及びその化合物	0.01 以下	150 以下	0.3 以下	0.01 以下
	鉛及びその化合物	0.01 以下	150 以下	0.3 以下	0.01 以下
	砒素及びその化合物	0.01 以下	150 以下	0.3 以下	0.01 以下
	ふっ素及びその化合物	0.8 以下	4000 以下	24 以下	0.8 以下
第3種特定有害物質 (農薬等)	ほう素及びその化合物	1 以下	4000 以下	30 以下	1 以下
	シマジン	0.003 以下	—	0.03 以下	0.003 以下
	チオベンカルブ	0.02 以下	—	0.2 以下	0.02 以下
	チウラム	0.006 以下	—	0.06 以下	0.006 以下
	PCB	検出されないこと	—	0.003 以下	検出されないこと
有機りん化合物	検出されないこと	—	1 以下	検出されないこと	

(2) 有害物質使用特定施設：水質汚濁防止法第2条第2項に規定する特定施設であつて、特定有害物質をその施設において製造し、使用し、又は処理する施設をいいます。

(3) 特定有害物質使用事業者等：有害物質使用特定施設を設置する事業者及び有害物質を使用する事業者をいいます。

(4) 指定調査機関：土壌汚染対策法に基づき環境省の指定を受けた調査機関をいいます。環境省のホームページで確認できます。<http://www.env.go.jp/water/dojo/kikan/index.html>

(5) 土地所有者等：土地所有者、管理者又は占有者をいいます。

3. 土壌汚染対策法の概要

調査

- ・ 有害物質使用特定施設の使用の廃止時（第3条）
- ・ 3,000㎡以上（操業中の有害物質特定施設がある事業場は900㎡以上）の土地の形質の変更の届出の際に、土壌汚染のおそれがあると市長が認めるとき（第4条）
- ・ 土壌汚染により健康被害が生ずるおそれがあると市長が認めるとき（法第5条）

- ・ 自主調査において土壌汚染が判明した場合において土地所有者等が市長に区域の指定を申請（第14条）

↓
〈土壌の汚染状態が指定基準に適合しない場合〉

区域の指定等

要措置区域（第6条）

土壌汚染の摂取経路があり、健康被害が生ずるおそれがあるため、汚染の除去等の措置が必要な区域

- 汚染の除去等の措置を市長が指示（第7条）
- 土地の形質の変更の原則禁止（第9条）

形質変更時要届出区域（第11条）

土壌汚染の摂取経路がなく、健康被害が生ずるおそれがないため、汚染の除去等の措置が不要な区域（摂取経路の遮断が行われた区域を含む。）

- 土地の形質の変更時に市長に計画の届出が必要（第12条）

【摂取経路の遮断が行われた場合】

汚染の除去が行われた場合には、指定を解除

汚染土壌の搬出等に関する規制

- ・ 指定された区域内の土壌の搬出の規制（事前届出、計画の変更命令、運搬基準）
- ・ 汚染土壌に係る管理票の交付及び保存の義務
- ・ 汚染土壌の処理業の許可制度

その他

指定調査機関

- ・ 5年毎の更新制度
- ・ 技術管理者の設置、監督義務

指定支援法人

- ・ 環境大臣が公益財団法人日本環境協会を指定
- ・ 措置実施者等に対し、助成を行う地方公共団体への助成金交付、相談・助言・知識の普及

4. 土壤汚染状況調査

(1) 法第3条

使用が廃止された有害物質使用特定施設を廃止したときであって、

- ・土地所有者等と施設設置者が同一の場合は、使用を廃止した日から
- ・土地所有者等と施設設置者が異なる場合は、廃止の通知を受けた日から

120日以内に、土地所有者等は土壤汚染状況調査を実施し、その結果を市へ報告しなければなりません。

ただし、以下の条件を満たす土地に関しては有害物質使用特定施設が廃止された場合でも、人の健康被害が生じるおそれがない旨の市の確認を受けることにより、調査が猶予される場合があります。

- ① 引き続き工場・事業場の敷地として利用される土地（関係者以外立入禁止であるもののみ）
- ② 小規模な工場・事業場（住居が隣接している）で、引き続き住居として利用される土地
- ③ 鉱山保安法に定める鉱山等の土地

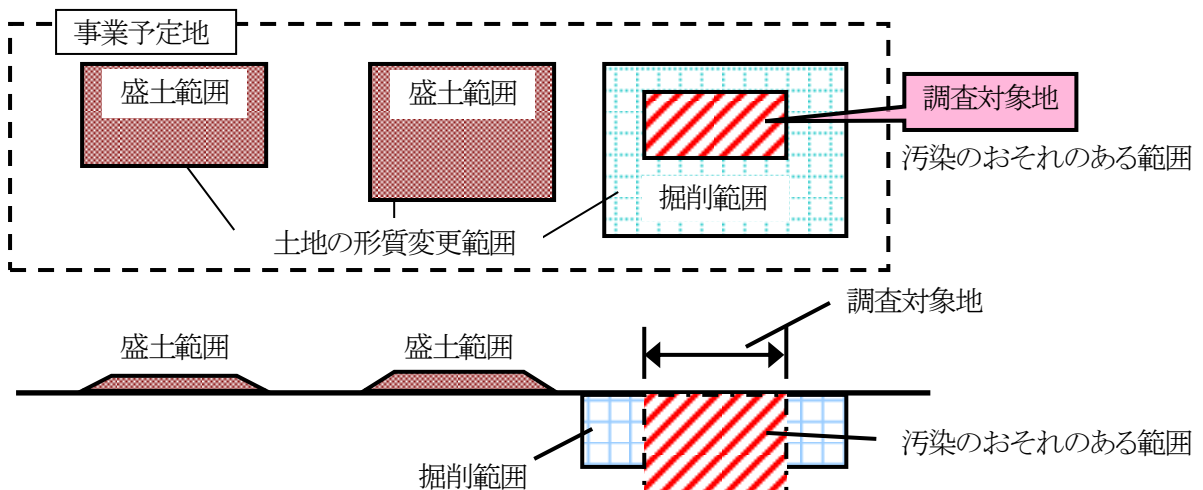
(2) 法第4条

土地の掘削その他の土地の形質の変更であって、その対象となる土地の面積（※）が「3,000㎡以上」「現に有害物質使用特定施設が設置されている工場等の敷地、又は、法第3条第1項に係る工場等の敷地（調査報告をした土地、ただし書きの確認を受けた土地を除く）にあつては900㎡以上」のものをしようとする者は、工事着工の30日前までに市長に届け出なければなりません。

ただし、以下の条件を満たす行為に関しては土地の面積が3,000㎡以上（操業中の有害物質特定施設がある事業場は900㎡以上）の場合であっても、届出の必要はありません。

- ① 次のいずれにも該当しない行為
 - (ア) 土壌を当該土地の形質の変更の対象となる土地の区域外へ搬出すること。
 - (イ) 土壌の飛散又は流出を伴う土地の形質の変更を行うこと。
 - (ウ) 土地の形質の変更に係る部分の深さが50cm以上であること。
- ② 農業を営むために通常行われる行為であって、①(ア)に該当しないもの
- ③ 林業の用に供する作業路網の整備であって、①(ア)に該当しないもの

※対象となる土地の面積とは、形質変更（掘削・盛土等）を行う土地の面積の合計をいい、事業予定地全体の面積ではありません。



届出された土地が、以下の①から⑤のいずれかに該当すると市長が認めるときは、土地所有者等に対し、土壤汚染状況調査を実施し、その結果を報告するよう命じることがあります。

- ① 土壌の特定有害物質による汚染が指定基準に適合しないことが明らかである土地
- ② 特定有害物質が埋められ、飛散し、流出し、又は地下に浸透した土地
- ③ 過去に特定有害物質を製造し、使用し、又は処理する施設に係る工場又は事業場の敷地であった土地

- ④ 特定有害物質を貯蔵し、又は保管する施設に係る工場又は事業場の敷地であった土地
- ⑤ ②から④と同等程度に土壌の特定有害物質による汚染状態が指定基準に適合しないおそれがある土地

※届出方法詳細については、「土壌汚染対策法第4条第1項に基づく土地の形質の変更届出書作成の手引き」をご確認ください。

(3) 法第5条

土壌の特定有害物質による汚染により人の健康被害が生ずるおそれ(※)があると市長が認めるときは、土地所有者等に対し、土壌汚染状況調査を実施し、その結果を報告するよう命じることがあります。

※健康被害が生ずるおそれの判断基準は以下の①と②のすべてを満たすこととなっています。

- ① 次のイからハの条件のうち、いずれかに該当すること。
 - (ア) 土壌が溶出量基準に適合しないことが明らかで、その土壌汚染に起因して地下水の水質も地下水基準に適合しないことが確実であり、それにより地下水汚染が拡大するおそれのある区域に飲用井戸等があること。
 - (イ) 土壌が溶出量基準に適合しないおそれがあり、その土壌汚染に起因して地下水の水質が地下水基準に適合せず、それにより地下水汚染が拡大するおそれのある区域に飲用井戸等があること。
 - (ウ) 土壌が含有量基準に適合せず、又はそのおそれがあり、その土地に関係者以外の人立ち入ることができる土地であること。
- ② 次のいずれにも該当しないこと。
 - (ア) 汚染の除去等の措置が講じられていること。
 - (イ) 鉱山保安法に規定する鉱山等の土地

5. 指定の申請 (法第14条)

土地所有者等は、法第3条～5条に基づかない調査(自主調査)を行った結果、指定基準に適合しない場合は、以下の条件を満たせば、要措置区域等の指定を申請することができます。

- (1) あらかじめ土地所有者全員の合意
- (2) 調査が指定調査機関による公正な調査であり、法第3条に規定する方法で実施したもの

6. 調査の省略 (法第3条～第5条、第14条)

調査実施者は土壌汚染調査を省略することができます。この場合、土壌が汚染されているとみなして以下の区域に指定されます。

調査の省略内容	省略による対象物質の汚染状況の取扱い	健康被害を生ずるおそれの有無	区域の指定
土壌汚染のおそれの把握、試料採取等を行う区画の選定、試料採取等を省略した場合	・対象物質について、第二溶出量基準に適合せず ・対象物質が第2種特定有害物質の場合は、土壌含有量基準も適合せず	有	要措置区域
		無	形質変更時 要届出区域
試料採取等を行う区画の選定を省略した場合	・対象物質について、基準不適合土壌が存在するおそれがないと認められる土地以外について、第二溶出量基準に適合せず ・対象物質が第2種特定有害物質の場合は、土壌含有量基準も適合せず	有	要措置区域
		無	形質変更時 要届出区域
試料採取等を省略した場合	① 土壌ガス調査又は地下水調査において基準に適合しなかった区画 ② 土壌溶出量調査、土壌含有量調査において基準に適合しなかった区画	有	要措置区域

	③ 土壌ガス調査後に実施する土壌溶出量調査において基準に適合しなかった区画について ・第2溶出量基準に適合せず ・対象物質が第2種特定有害物質の場合は、土壌含有量基準も適合せず	無	形質変更時 要届出区域
--	--	---	----------------

7. 区域の指定と台帳（法第6条、第11条、第15条）

土壌汚染状況調査の結果、指定基準に適合していない土壌の汚染があった場合、市長は当該土地の汚染により健康被害を生ずるおそれ（※）の有無を判断し、当該汚染区域を特定有害物質によって汚染されている土地として、以下の区域に指定します。また、その旨を金沢市公報に掲載するとともに区域台帳を調製します。なお、台帳は環境政策課で閲覧できます。

（1）要措置区域

土壌汚染の摂取経路があり、健康被害が生ずるおそれがあるため、汚染の除去等の措置が必要な区域

（2）形質変更時要届出区域

土壌汚染の摂取経路がなく、健康被害が生ずるおそれがないため、汚染の除去等の措置が不要な区域（摂取経路の遮断が行われた区域を含む。）

※健康被害が生ずるおそれがあるとは、以下の場合をいいます。

- ① 溶出量基準を超過した場合は、周辺の土地において、地下水の飲用等がある場合
- ② 含有量基準を超過した場合は、人が立ち入ることができる場合

8. 汚染の除去等の措置の指示（法第7条）

要措置区域は、土壌の特定有害物質による汚染により人の健康被害を生ずるおそれがあると認められるため、その被害を防止するために必要な限度において土地所有者等や汚染原因者に対し、措置の方法や期限を定めて指示することとなります。措置完了後は、指定の解除又は形質変更時要届出区域に変更となります。

措置の内容

（1）含有量基準を超過した場合の措置（直接摂取を防止するため）

	通常の土地	盛土で支障のある土地	砂場
立入禁止	○	○	○
舗装	○	○	○
盛土	◎	×	×
土壌入換え	○	◎	×
土壌汚染の除去	○	○	◎

【凡例】

- ◎：指示措置
- ：同等の措置
- ×：適用不可能な措置

(注) 「盛土で支障のある土地」とは、住宅やマンションで、盛土によるかさ上げで日常の生活に支障を来す土地

（2）溶出量基準を超過した場合の措置（地下水経由の摂取を防止するため）

- ① 地下水汚染がない場合は、「地下水の水質の測定」を指示することとなります。
- ② 地下水汚染がある場合は、以下の措置を指示することとなります。

	地下水 汚染 なし	第1種特定有害物質		第2種特定有害物質		第3種特定有害物質	
		第2溶出量基準		第2溶出量基準		第2溶出量基準	
		適合	不適合	適合	不適合	適合	不適合
原位置封じ込め	○	◎	◎ (※)	◎	◎ (※)	◎	×
遮水工封じ込め	○	◎	◎ (※)	◎	◎ (※)	◎	×
地下水汚染の拡大の防止	○	○	○	○	○	○	○

土壌汚染の除去	○	○	○	○	○	○	○
遮断工封じ込め	○	×	×	○	○	○	◎
不溶化	○	×	×	○	×	×	×

※第2溶出量基準不適合土壌については、不溶化又は原位置浄化し、第2溶出量基準に適合させた上で、行うことが必要になります。

【凡例】

- ◎：指示措置
- ：同等の措置
- ×：適用不可能な措置

9. 要措置区域内における土地の形質の変更の禁止（法第9条）

要措置区域内においては、以下の行為を除き土地の形質の変更を行うことはできません。

- (1) 指示措置として行う行為
- (2) 通常管理行為、軽易な行為として次のいずれか
 - ① 次のいずれにも該当しない行為
 - (ア) 指示措置を講ずるために設けられた構造物に変更を加える行為
 - (イ) 形質変更の面積が10m²以上であり、かつ、深さが50cm以上（帯水層の深さより1m浅い深さ以上）
 - (ウ) 形質変更の深さが3m以上
 - ② 指示措置等と一体として行われる形質変更で、市長の確認を受けた行為
 - ③ 次のいずれかに該当する区域で行われる形質変更で、市長の確認を受けた行為
 - (ア) 汚染状況に適した措置を実施した区域
 - (イ) 措置完了後の2年間のモニタリングを実施している区域
- (3) 非常災害のために必要な応急措置として行う行為

10. 形質変更時要届出区域内における土地の形質の変更（法第12条）

形質変更時要届出区域内で土地の形質の変更をしようとする者は、工事着工の14日前までに市長に届け出なければなりません。

ただし、上記(2)の条件を満たす行為に関しては、届出の必要はありません。この中で、「指示措置」は「汚染の除去等」と読み替えます。また、上記(3)の条件を満たす行為に関しては、変更後14日以内に市長に届け出なければなりません。

なお、土地の形質の変更の施行方法が基準に適合していないと市長が認めるときは、施行方法に関する計画の変更を命じることがあります。

11. 汚染土壌の搬出時の措置（法第16条）

要措置区域及び形質変更時要届出区域の汚染土壌を場外に搬出しようとする者は、搬出着手の14日前までに市長に届け出なければなりません。

ただし、非常災害時や試験研究に用いる場合は、届出の必要はありません。

なお、搬出の計画が運搬基準に適合していない、又は汚染土壌処理業者に処理を委託していないと市長が認めるときは、搬出方法に関する計画の変更を命じることがあります。

汚染土壌を場外に搬出しようとする者は、以下の運搬に関する基準に従わなければなりません。

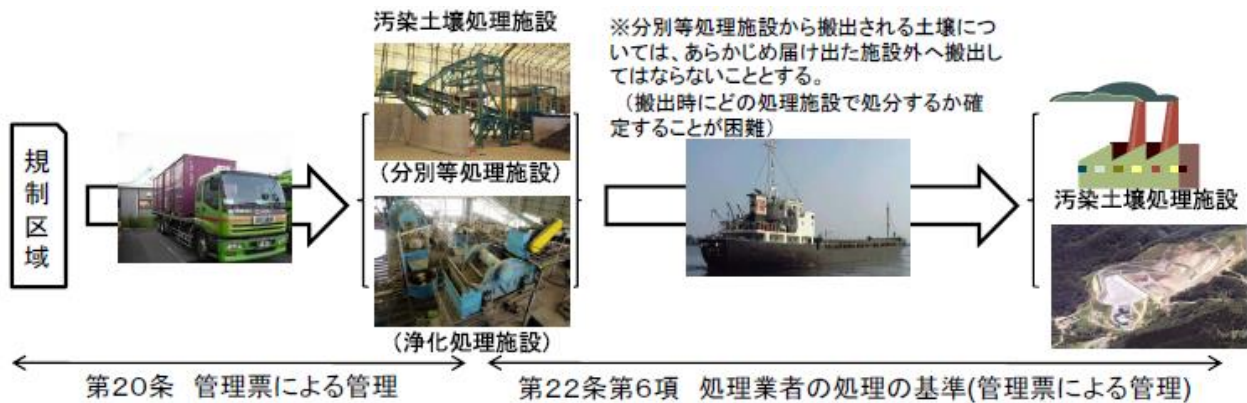
- (1) 特定有害物質の飛散等の防止措置
- (2) 汚染土壌を運搬している旨の表示
- (3) 混載等の禁止
- (4) 積替え、保管、荷卸し及び引渡しに関する規定
- (5) 運搬期限（搬出開始時から30日以内）
- (6) 管理票に関する規定

また、以下の場合において、汚染土壌の特定有害物質による汚染の拡散の防止のため必要があると市長が認めるときは、以下の者に対し、適正な運搬や処理に必要な措置等を講ずるよう命じることがあります。

- (1) 運搬基準に違反して汚染土壌を運搬した場合は運搬を行った者
- (2) 汚染土壌の処理を汚染土壌処理業者に委託しなかった場合は汚染土壌を当該要措置区域等外へ搬出した者

この場合、運搬を行った当事者以外にも使用者（法人にあっては役員）なども命令の対象となります。

12. 管理票（法第20条）



管理票の交付・保存義務

- (1) 汚染土壌を搬出する者（管理票交付者）は、運搬受託者に対し、必要事項を記載した管理票を交付しなければなりません。
- (2) 運搬受託者は、汚染土壌の運搬を終了したときは、管理票に必要事項を記載し、10日以内に管理票交付者に管理票の写しを送付しなければなりません。
- (3) 処理受託者は、汚染土壌の処理を終了したときは、必要事項を記載し、10日以内に管理票交付者、運搬受託者に管理票の写しを送付しなければなりません。
- (4) 管理票交付者は、管理票の写しの送付を受けたときは、汚染土壌の運搬、処理が終了したことを管理票の写しにより確認し、5年間保存（運搬・処理受託者も同様）しなければなりません。
- (5) 汚染土壌の処理施設で処理を行った後で、別の汚染土壌処理施設に搬出する場合は、施設間の運搬に係る管理票（二次管理票）を用い、搬出土壌の管理を行わなければなりません。

13. 汚染土壌処理業（法第22条）

要措置区域又は形質変更時要届出区域から搬出された汚染土壌の処理を業として行おうとする者は、汚染土壌の処理の事業の用に供する施設（汚染土壌処理施設）ごとに、市長の許可を受ける必要があります。

処理施設は処理方法によって、以下の種類に分けられています。

- (1) 浄化等処理施設（加熱、洗浄、化学処理、生物処理等）、熔融、不溶化
- (2) セメント等製造施設
- (3) 埋立処理施設
- (4) 分別等処理施設（異物の除去、含水率の調整）

14. 有害物質等の適正管理（条例第48条）

土壌汚染を未然に防止するためには、有害物質等の適正な管理が不可欠です。有害物質そのものを飛散・流出・漏洩・地下浸透等しないよう適正に取り扱うとともに、有害物質等を使用する施設や作業場、排水設備等から飛散・流出・漏洩・地下浸透等しないよう施設等を適正に管理しなければなりません。

日頃より以下のような管理が必要です。

- ・ 有害物質の購入量、使用量、廃棄量などを記録すること。
- ・ 有害物質を含む廃棄物を適正に処理すること。
- ・ 有害物質の適正な取扱いについて事業場内の研修を行うこと。
- ・ 有害物質を使用する施設や作業場、排水設備等の日常点検を行うこと。

(注) 1：有害物質とは、水質汚濁防止法施行令第2条に定めるカドミウムや水銀など26物質をいいます。特定有害物質はそのうち、アンモニア等化合物を除いた25物質をいいます。

2：有害物質等とは、有害物質又はこれを含む汚水若しくは廃液をいいます。

15. 法に基づく各種申請・届出・報告等

申請等の種類	内容	様式	届出の制限等
①土壤汚染状況調査結果報告書	法第3条第1項、第4条第2項及び第5条第2項の規定により、実施した土壤汚染状況調査の結果を報告する場合	規則第1号	有害物質使用特定施設廃止後又は廃止の通知等及び調査命令を受けた日から120日以内に報告する。
②法第3条ただし書確認申請書	土壤汚染状況調査を猶予したい場合	規則第3号	有害物質使用特定施設廃止後又は廃止の通知を受けた日から遅滞なく申請する。
③承継届出書	②の申請により調査を猶予された土地を承継（譲受、相続、合併、分割による）した場合	規則第4号	承継した日から遅滞なく届出る。
④土地利用方法変更届出書	②の申請により調査を猶予された土地の利用方法を変更した場合	規則第5号	土地の利用方法を変更する前に届出る。
⑤一定規模以上の土地の形質の変更届出書	3,000m ² 以上の土地の掘削等形質を変更しようとする場合	規則第6号	土地の形質の変更をしようとする30日前までに届出る。
⑥指定の申請書	自主調査で汚染が判明した土地を要措置区域等の指定を受けたい場合	規則第11号	土地所有者全員の合意書を添付して申請する。
⑦汚染土壤処理業許可申請書	汚染土壤処理業の許可を受けたい場合	省令第1号	業として行おうとする前に申請する。
⑧汚染土壤処理業変更許可申請書	⑦で許可を得た汚染土壤処理業に係る施設の種類の等を変更したい場合	省令第2号	変更しようとする前に申請する。
⑨汚染土壤処理業変更届出書	⑦で許可を得た汚染土壤処理業に係る氏名、名称、住所、役員等の変更の場合	省令第3号	変更した日から遅滞なく届出る。
⑩汚染土壤処理業休止・廃止・再開届出書	⑦で許可を得た汚染土壤処理業を休止、廃止、又は再開する場合	省令第4号	休止、廃止、再開しようとする前に届出る。
⑪汚染土壤処理業許可証の書換え等申請書	⑦で許可を得た汚染土壤処理業の許可証の内容の書換え又は再交付を受けたい場合	省令第7号	書換え等を希望するときに申請する。

備考

1. 申請書等は1部提出してください。
2. 申請書の様式や土壤汚染対策法の概要等については、金沢市のホームページに掲載していますので、ご利用ください。
3. 申請等を行う際には、事前にご相談ください。

16. 罰則（法第 65 条～第 69 条）

- (1) 次のいずれかに該当する者は 1 年以下の懲役又は 100 万円以下の罰金に処する（法第 65 条）。
 - ・ 特定施設廃止時の土壌汚染状況調査の未報告者への報告命令違反（法第 3 条第 3 項）
 - ・ 特定施設廃止時の土壌汚染状況の虚偽報告者への内容是正命令違反（法第 3 条第 3 項）
 - ・ 一定規模以上の形質変更時の土壌汚染状況調査の調査報告命令違反（法第 4 条第 2 項）
 - ・ 健康被害が生じるおそれがある土地の土壌汚染状況調査の調査報告命令違反（法第 5 条第 1 項）
 - ・ 要措置区域内での汚染除去等の措置命令違反（法第 7 条第 4 項）
 - ・ 形質変更時要届出区域内の土地の形質変更計画変更命令違反（法第 12 条第 4 項）
 - ・ 汚染土壌搬出計画変更命令違反（法第 16 条第 4 項）
 - ・ 運搬事業者等への汚染土壌による特定有害物質の拡散防止の措置命令違反（法第 19 条）
 - ・ 汚染土壌処理業者への改善命令違反（法第 24 条）
 - ・ 汚染土壌処理業の許可の事業停止命令違反（法第 25 条）
 - ・ 汚染土壌処理業への汚染の除去、拡散の防止等の措置命令違反（法第 27 条第 2 項）
 - ・ 要措置区域内における土地の形質の変更の禁止違反（法第 9 条）
 - ・ 汚染土壌処理業の無許可営業（法第 22 条第 1 項）
 - ・ 汚染土壌処理業の無許可変更（法第 23 条第 1 項）
 - ・ 不正手段による汚染土壌処理業の許可取得（法第 22 条第 1 項、第 23 条第 1 項）
 - ・ 汚染土壌処理業の名義貸しの禁止違反（法第 26 条）
- (2) 次のいずれかに該当する者は 3 月以下の懲役又は 30 万円以下の罰金に処する（法第 66 条）。
 - ・ 調査猶予者の土地利用変更届出義務違反・虚偽届出（法第 3 条第 4 項）
 - ・ 一定規模以上の形質変更の届出義務違反・虚偽届出（法第 4 条第 1 項）
 - ・ 形質変更時要届出区域の形質変更の届出義務違反・虚偽届出（法第 12 条第 1 項）
 - ・ 要措置区域等の汚染土壌搬出の届出義務違反・虚偽届出（法第 16 条第 1 項）
 - ・ 要措置区域等の汚染土壌搬出届の変更の届出義務違反・虚偽届出（法第 16 条第 2 項）
 - ・ 汚染土壌処理業の軽微な変更の届出義務違反・虚偽届出（法第 23 条第 3 項）
 - ・ 汚染土壌処理業の休止・廃止・再開の届出義務違反・虚偽届出（法第 23 条第 4 項）
 - ・ 運搬基準違反による運搬（法第 17 条）
 - ・ 委託基準違反（法第 18 条第 1 項、第 22 条第 7 項）
 - ・ 管理票交付義務違反・記載義務違反・虚偽記載（法第 20 条第 1 項）
 - ・ 管理票写し送付義務違反・虚偽記載（法第 20 条第 3 項、第 4 項）
 - ・ 管理票回付義務違反（法第 20 条第 3 項）
 - ・ 管理票・その写し保存義務違反（法第 20 条第 5 項、第 7 項、第 8 項）
 - ・ 虚偽管理票交付（法第 21 条第 1 項、第 2 項）
 - ・ 虚偽管理票写し送付・虚偽報告（法第 21 条第 3 項）
- (3) 次のいずれかに該当する者は 30 万円以下の罰金に処する（法第 67 条）。
 - ・ 汚染土壌処理業者の帳簿備付け・虚偽記載・記録・保存義務違反（法第 22 条第 8 項）
 - ・ 指定支援法人の職員の秘密保持義務違反（法第 50 条）
 - ・ 報告拒否・虚偽報告、立入検査拒否・妨害・忌避（法第 54 条第 1 項、第 3 項、第 4 項、第 5 項）
- (4) 法人等両罰規定（法第 68 条）
- (5) 次のいずれかに該当する者は 20 万円以下の過料に処する（法第 69 条）。
 - ・ 形質変更時要届出区域における非常災害時等の形質変更届義務違反・虚偽届出（法第 12 条第 2 項、第 3 項）
 - ・ 要措置区域等における非常災害時等の汚染土壌場外搬出届出義務違反・虚偽届出（法第 16 条第 3 項）
 - ・ 管理票写し送付義務違反・記載義務違反・虚偽記載の届出義務違反・虚偽届出（法第 20 条第 6 項）
 - ・ 指定調査機関の業務廃止届出義務違反・虚偽届出（法第 40 条）

【問い合わせ先】

〒920-8577 金沢市柿木畠 1 番 1 号
金沢市環境局環境政策課
TEL 076-220-2508
FAX 076-260-7193

○金沢市ホームページ URL

<http://www4.city.kanazawa.lg.jp/index.html>

○届出書ダウンロード

[金沢市ホームページ>申請書ダウンロード>事業者向けの申請書>
産業・ビジネスに関する申請書>環境>環境保全に関すること>
申請書ダウンロード>土壌汚染関連](#)